

# 旅館業法（旅館・ホテル営業）構造設備等基準

項 目	基 準	根 拠	
客 室	面 積	一客室の床面積は 7 m <sup>2</sup> 以上（寝台を置く客室にあつては9 m <sup>2</sup> 以上） 一客室の合計床面積は寝室・浴室・便所・洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分、押入・床の間は除く（内のりで測定）	令 1-1-1 条 8-1-4 ア 区規 15-1 指導
	定 員	3 m <sup>2</sup> に 1 人（有効部分の面積：寝具使用部分）	条 4-1-6 ア 区規 9
	換 気	設備を設ける	令 1-1-3
	採 光	採光窓（有効面積の 1/10 以上）	条 8-1-4 イ 指導
	照 明	40ルクス以上	条 4-1-2 ア
	ガス設備を設ける場合	専用の元栓を設置 耐食性・耐圧性で、容易に接合部分が外れない材質	条 8-1-8 ア 条 8-1-8 イ
寝具の収納	収納設備を設ける（寝台を置かない客室の場合、各室押入等収納戸棚又は各階収納室設置）	条 8-1-6 指導	
浴 室	入浴設備を有すること。（近接して公衆浴場がある場合は除く） 構造設備は別表のとおり	令 1-1-4 条 8-1-7	
	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合、十分な広さの脱衣室を付設すること	条 8-1-7 イ	
洗面所	適当な規模の洗面設備を有すること	令 1-1-5	
	共同洗面所を設ける場合は規則で定める数（別表）の給水栓を設置すること	条 8-1-10 区規 17	
便 所	適当な数の便所を有すること	令 1-1-6	
	防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること	条 8-1-9 ア	
	便所を付設していない客室又は多数人で共用する客室を有する階がある場合は、共同便所を設ける（別表）	条 8-1-9 イ	
調理場を設ける場合	食品衛生担当に相談（食品営業許可に該当）	条 8-1-3 食品衛生法	
	調理場・配膳室 50ルクス以上	条 4-1-2 イ	
食堂を設ける場合	適当な広さを有する	要領	
	40ルクス以上	条 4-1-2 ア	
客室等の境	客室と他の客室等との境は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類するもので区画	条 8-1-2	
廊下及び階段	20ルクス以上・深夜10ルクス以上の設備	条 4-1-2 ウ	

玄関帳場	宿泊者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合するもの ・ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況を可能とする設備を備えていること		令 1-1-2 規 4 の 3 条 8-1-1
教育施設	学校等から内部を見通せない構造		令 1-1-7
管理者	原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと		条 4-1-12
施設の 掲示	旅館業の施設である旨を公衆の見やすい場所に掲示すること （玄関帳場を設けない施設又は営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設は緊急連絡先を併せて掲示すること）		条 7-1-1
客室の表示	入り口には、室番号又は室名を表示すること		条 7-1-2
	定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること		条 7-1-3
宿泊者 名簿	保存年限	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存	法 6-1 規 4 の 2-1
	備える場所	旅館業の施設又は営業者の事務所	法 6-1 規 4 の 2-2
	内容	氏名・住所・職業・性別・年齢・前泊地・行先地・到着日時・出発日時・室名・国籍及び旅券番号（外国人のみ）・連絡先電話番号	法 6-1 規 4 の 2-3 区規 8
従事者 名簿	備える場所	旅館業の施設又は営業者の事務所	条 7-1-4
	内容	氏名・生年月日・住所・従事職種・就業年月日・連絡先電話番号	条 7-1-4 区規 14
玄関帳場を設けない施設 その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設	緊急連絡先の表示及び必要な体制	営業者は苦情及び問合せに対応するため緊急連絡先の表示及び必要な体制を整えておくこと。 (1) 窓口担当者（コールセンターの場合は、コールセンターの名称） (2) 電話番号 (3) コールセンター等の所在地 (4) 連絡を受けた際の対応を行うまでの体制 (5) 近隣住民に対する苦情及び問合せを受けるための連絡先の周知方法 また、宿泊しようとする者に対し以下の内容を説明できることを含むものとする。 ア 施設に備え付けられた設備の使用方法 イ 廃棄物の処理方法 ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用法等を含む）	条 7-1-5 指導

玄関帳場を設けない施設 その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設	近隣住民周知	<p>営業者はあらかじめ当該施設が旅館業の用に供されるものであること及び管理上必要な事項について近隣住民に周知しなければならない。</p>	条 6
		<p>近隣住民の範囲</p> <p>(1) 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の利用者</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる建物（一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として 20 メートルを超えるものを除く。）の利用者</p> <p>ア 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の利用者</p> <p>イ 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として 10 メートル以下である場合の当該建物の利用者</p>	区規 12
	周知の内容	<p>周知は、次に掲げる事項について書面により行うものとする。</p> <p>(1) 旅館業を営もうとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 旅館業の施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先（担当者名、所在地及び電話番号）</p> <p>(4) 廃棄物の処理方法</p> <p>(5) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法</p>	区規 13

## 別表

項 目		根 拠	
浴室	洋式浴室を設ける場合	浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造	条 8-1-7 ア
	和式浴室を設ける場合	十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること	条 8-1-7 ウ
	ろ過器等設置して浴槽水を循環させる場合	ろ過器は十分なろ過能力、上流側に集毛器設置	条 8-1-7 エ- (ア)
		ろ材は十分な逆洗ができる又は容易に交換可能な材質	条 8-1-7 エ- (イ)
		循環水：打たせ湯・シャワー等への再利用禁止	条 8-1-7 エ- (ウ)
循環水：浴槽からあふれた湯水の再利用禁止	条 8-1-7 エ- (エ)		

		循環水：誤飲、飛まつの吸引等による事故防止措置	条 8-1-7 エ- (オ)														
		循環水の取入口：吸込み事故防止措置	条 8-1-7 エ- (カ)														
便所	便所を付設していない客室又は多数人で共用する客室を有する階がある場合	原則、男子用・女子用の区分があるもの 男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、 施設の利用形態を勘案した数とする。	条 8-1-9 イ 区規 16														
		①便所を付設していない客室又は多数人で共有する客室を有する階の当該客室の合計定員が 30 人以下の場合、次の表に定める数以上の便器を当該階に設置する。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計定員</th> <th>便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6 人以上 10 人以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11 人以上 15 人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>16 人以上 20 人以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>21 人以上 25 人以下</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>26 人以上 30 人以下</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		合計定員	便器数	5 人以下	2	6 人以上 10 人以下	3	11 人以上 15 人以下	4	16 人以上 20 人以下	5	21 人以上 25 人以下	6	26 人以上 30 人以下	7
		合計定員		便器数													
		5 人以下		2													
		6 人以上 10 人以下		3													
11 人以上 15 人以下	4																
16 人以上 20 人以下	5																
21 人以上 25 人以下	6																
26 人以上 30 人以下	7																
②合計定員が 31 人以上 300 人以下の場合 30 人を超過して 10 人を増すごとに 1 個を 7 個に加算した便器数 10 人に満たない端数は、10 人とする。																	
③合計定員が 301 人以上の場合 300 人を超過して 20 人を増すごとに 1 個を 34 個に加算した数 20 人に満たない端数は、20 人とする。																	
合計定員が 5 人未満の階は、便器を設置しないことができる。この場合においては、当該合計定員の人数を他の隣接階の合計定員の人数に合算して算出した人数に応じ、①②③に定める数以上の便器を当該他の隣接階に設置しなければならない。																	
洗面所	共同洗面所を設置する場合	①洗面設備を付設していない客室の合計定員が 30 人以下の場合、給水栓は 5 人につき 1 個の割合で算定した数とする。 5 人に満たない端数は、5 人とする。	条 8-1-10 区規 17														
		② 洗面設備を付設していない客室の合計定員が 31 人以上の場合、30 人を超過して 10 人を増すごとに給水栓 1 個を 6 個に加算した数。10 人に満たない端数は、10 人とする。															

根拠法令等

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）

大田区旅館業法施行条例（条）・大田区旅館業法施行規則（区規）